二　売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
三　売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
四　商品名及び商品の商標又は製造者名
五　商品に型式があるときは、当該型式
六　商品の数量
七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
八　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
九　前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五条　法第四条又は法第五条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

［表　同上］

［2・3　同上］

第六条　法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］
二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　略］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した

第七条　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

［表　略］

［2・3　略］

第六条　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつて

第七条　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

［表　略］

［2・3　略］

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］
二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　略］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつて

第七条　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

［表　略］

［2・3　略］

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつて

第六条　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

［表　同上］

［2・3　同上］

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した

買契約の解除に関する事項	は、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］
二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　略］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供	イ　法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつて

買契約の解除に関する事項	日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の五において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　同上］
二　権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～チ　同上］
三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供	イ　法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した